

2014年12月4日

代理店各位

## 【ベトナム出入国に関する法律改正のお知らせ】

拝啓 貴社ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、弊社座席販売に日々ご尽力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、ベトナム社会主義共和国国会にて、『ベトナムにおける外国人の出入国、乗継ぎ(トランジット)、居住に関する法律』が2014年6月16日に通過し、2015年1月1日に実施されますので、情報として皆様にお知らせいたします。

これにより、ビザ免除国（日本、韓国、スウェーデン、ノルウェイ、デンマーク、フィンランド、およびロシアのパスポート保持者）国民によるベトナム入国は、下記4条件を満たす場合に限って、最大15日間の滞在が許可されますが、再入国および回数に制限が付加されていますのでご注意ください。

### 【ベトナム短期滞在者の査証免除措置条件（在日ベトナム大使館ホームページより抜粋）】

- i. 出国日におけるパスポート有効期限が6か月以上ある。
- ii. 前回のベトナム出国日から30日以上の期間が経過している。  
(旅券でのベトナム出国税関審査官の最新出国印に基づく)。
- iii. 往復航空券又は、第三国への航空券が必要。(E-TICKETを必ずご持参下さい。)
- iv. ベトナム入国禁止対象者リストに属しない。

注意：

上記(i,ii,iii)の条件が一項目でも、該当しない場合は、ビザ取得が必要である。

例えば、ベトナムから他の国に入国し再びベトナムに入国する場合（ベトナム→日本または近隣国→ベトナム）、前回のベトナム出国日から入国までの期間が30日未満の場合は、ビザを取得しなければならない。

【施行日】2015年1月1日

詳細は下記在日ベトナム大使館ホームページにてご確認ください。

**EMBASSY OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM IN JAPAN**

<http://www.mofa.gov.vn/vnemb.jp/nr070521170031/nr070521170456/ns141202151205/view>

また、その他照会事項のある方は、在日ベトナム大使館もしくは総領事館へお問い合わせ頂く様おすすめします。

敬具

ベトナム航空 日本支社  
マーケティング&プロダクト部